

2019年度
自己点検・評価報告書

西南学院大学

目 次

第1章 内部質保証	1
第2章 教育研究組織	6
第3章 教育課程・学習成果	11
第4章 学生の受け入れ	17
第5章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	20
第2節 財務	27

第1章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

2018年度時点においては、内部質保証に関する全学的な方針及び手続の設定はできていない。また、全学点検評価委員会、全学点検評価幹事会、教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会等の役割が曖昧になっているため、役割等を整理し、内部質保証に係る体制を再構築する必要がある。併せて、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と各学部・各研究科・各部局との関係性についても整理する必要がある。

点検・評価項目2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
評価の視点②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

2018年度時点においては、内部質保証を推進する組織として、全学点検評価委員会、全学点検評価幹事会、教学マネジメント委員会等があるが、各委員会の役割及び位置づけが曖昧になっているため、内部質保証の推進に係る体制を再構築する必要がある。

点検・評価項目3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点③：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点④：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑤：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑥：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方を策定している。

また、2018年度には、その考え方に基づき大学の3つのポリシーを策定した。

<内部質保証推進組織による各学部・各研究科・各部署のPDCAサイクルを機能させる取り組み>

内部質保証を推進する組織として、全学点検評価委員会、全学点検評価幹事会、教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会等がある。各学部・各研究科については、まずそれぞれの個別評価委員会において自己点検・評価を実施し、その活動内容を教学マネジメント委員会にて点検・評価し、総括している。同様に、各部署についても、個別評価委員会による自己点検・評価後、その活動内容を教学マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会にて点検・評価し、総括している。

その後、全学点検評価委員会にて、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会から報告される自己点検・評価活動内容を点検・評価し、総括している。総括の結果、全学点検評価委員会は必要に応じて、各学部・各研究科・各部署に助言等を行い、改善を促すことでPDCAサイクルを機能させている。

<各学部・各研究科・各部署における点検・評価の定期的な実施>

本学では、2011年度に「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程」、2012年度に「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」を制定し、自己点検・評価を行う責任主体、組織及び権限等を西南学院大学自己点検・評価規程に定めている。

企画課では、毎年、「西南学院大学自己点検・評価実施要領」を作成しており、具体的には、5月1日現在の根拠資料等に基づき各学部・各研究科・各部署が自己点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別評価委員会において点検・評価し、抽出された課題を改善につなげている。

なお、2018年度は、例外的に第3期認証評価で求められる根拠資料の整備・点検を行うことで自己点検・評価活動に代えることとした。企画課及び教育・研究推進課で各学部・各研究科・各部署にヒアリングを実施し、根拠資料の整備状況を確認した。ヒアリングの結果、根拠資料が整備できていない部署には、根拠資料の整備計画作成を依頼し、当該部署は根拠資料の整備計画を作成し、その履行に努めている。

<各学部・各研究科・各部署における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

上記で各学部・各研究科・各部署における自己点検・評価の概要を記述したが、各学部・各研究科・各部署は個別点検評価委員会において、現状を検証し、抽出した課題を改善していくことでPDCAサイクルを展開している。

2018年度は、第3期認証評価で求められる根拠資料の整備・点検を行うことで自己点検・評価活動に代えることとした。根拠資料を整備できていない部署が作成した根拠資料の整備計画については、全学点検評価委員会で進捗状況を定期的に検証し、計画の遅滞を防ぐことによって着実に改善を図っている。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応>

○行政機関からの指摘事項に対する対応

2018年度時点においては、行政機関からの指摘事項はない。

○公益財団法人大学基準協会からの指摘事項に対する対応

本学では、2017年度に公益財団法人大学基準協会による「大学評価（認証評価）」を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けたが、同時に7項目の提言（努力課題）が付された。

2018年度は、提言（努力課題）が付された学部・研究科に対し、改善状況を確認し、7項目すべてにおいて改善が進展していることを全学点検評価委員会にて確認した。提言（努力課題）が付された7項目については、改善状況を適宜確認しつつ、2021年7月末日までに改善状況を「改善報告書」にまとめ、公益財団法人大学基準協会に提出する。

○公益財団法人日弁連法務研究財団からの指摘事項に対する対応

本学では、2017年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による「法科大学院認証評価」を受審し、「法科大学院評価基準に適合している」との認定を受けた。

「認証評価」の指摘を受けて、法務研究科点検評価委員会において、指摘事項に係る改善計画の策定及び改善計画の進捗状況を確認し、指摘事項に対する改善を図った。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

学内における客観性、妥当性の確保については、自己点検・評価の実施及びその結果の公表等を総括している全学点検評価委員会が自己点検・評価に対して客観的に精査する役割機能を果たしており、学内での客観性、妥当性を確保している。

学外における客観性、妥当性の確保については、全学点検評価委員会で議決された自己点検・評価報告書に基づき、「大学評価（認証評価）」及び「法科大学院認証評価」を受審することによって、学外からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。

また、懸案となっていた「大学評価（認証評価）」及び「法科大学院認証評価」以外の外部評価の導入について、2018年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結し、2019年度以降、両大学にて協議のもと相互評価を実施することを決定した。東北学院大学との相互評価をとおして、本学における自己点検・評価の客観性、妥当性の更なる上積みを図る。

点検・評価項目4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点③：公表する情報の適切な更新

教育研究活動情報については、「学校教育法施行規則」第172条の2に基づき、大学ホームページの「教育研究基本情報」に法令により定められている事項を公表している。

自己点検・評価結果については、大学ホームページの「大学の概要－自己点検評価活動」に自己点検評価結果及び認証評価結果を掲載している。

財務情報については、大学ホームページの「情報公開－財政公開並びに事業報告」に2004(平成16)年度以降の財務に関する情報（予算書・決算書等）を公開しており、中長期における本学の財政状況の変化を確認することができる。

上記の情報を含む大学ホームページの全情報は、毎年5月の年度更新をはじめ、各部署が適宜更新し、常に最新の情報に更新している。

また、その他の諸活動の状況等についても、大学ホームページやメールマガジン「西南学院 Letter」、大学ポートレート等で広く情報を発信し、社会に対する説明責任を果たしている。

点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点②：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

2018 年度においては、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価をできていないため、2019 年度以降の自己点検・評価において、内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を組み込む必要がある。

2. 長所・特色

内部質保証システムの有効性については、各学部・各研究科・各部局の個別の組織単位で毎年度自己点検・評価を実施しており、その過程で抽出された課題等に適切に対処し、PDCA サイクルを機能させることができている。

また、懸案となっていた「大学評価（認証評価）」及び「法科大学院認証評価」以外の外部評価の導入について、2018 年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結した。2019 年度以降、東北学院大学との相互評価をとおして、本学における自己点検・評価の客観性、妥当性の更なる上積みが可能である。

3. 問題点

2018 年度においては、内部質保証に関する全学的な方針の設定ができていないため、早急に策定する必要がある。内部質保証の推進体制についても、全学点検評価委員会、全学点検評価幹事会、教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会の役割が曖昧になっているため、役割等を整理し、内部質保証に係る体制を再構築する必要がある。併せて、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と各学部・各研究科・各部局との関係性についても整理する必要がある。

また、これまで内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行うことができていなかったため、今後の自己点検・評価に内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を組み込み活動する必要がある。

4. 全体のまとめ

2018 年度時点においては、内部質保証に関する全学的な方針及び手続の設定ができていないため、早急に策定する必要がある。

ただし、内部質保証システム自体は、全学的に自己点検・評価活動に取り組むことで PDCA サイクルを機能させることができている。その一方で、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織に関しては、全学点検評価委員会、全学点検評価幹事会、教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会の役割及び位置づけが曖昧になっているため、内部質保証の推進に係る体制を再構築する必

要がある。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、ホームページ等を活用して適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

また、もう一つの課題として、現状では内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価をできていないため、今後の自己点検・評価活動において、内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を組み込む必要がある。

以上の点から本学の内部質保証は、大学基準に照らして一部を充足できていないため、速やかに改善を図る必要がある。

第2章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点①：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点②：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点③：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<学部構成及び研究科構成>

「西南よ、キリストに忠実なれ」の建学の精神に基づき、「真理の探求及び優れた人格の形成に励み、地域社会及び国際社会に奉仕する創造的な人材を育てること」を使命とする本学は、1949年に新制大学として認可された。

大学創設時には、学芸学部には神学専攻・英文学専攻・商学専攻を置く単科大学であったが、建学の精神に基づいて教育研究組織の充実に努め、時代の教育及び研究への要請に応じて学部及び研究科等の設置や改組を行い、現在では神学、文学、商学、法学、経済学、人間科学、国際文化学など幅広い学問分野にわたって教育を行っており、これらの学問を通じて、様々な人材を養成している。近年では、2016年度に人間科学研究科臨床心理学専攻を設置した。

2018年度時点では、学士課程に7学部13学科2専攻、博士前期及び修士並びに博士後期課程に7研究科9専攻、専門職学位課程に法務研究科（法科大学院）（2019年度から募集停止）、専攻科に3専攻科、別科に留学生別科を設置している。

<センター等その他の組織の配置>

本学の学部・研究科以外の教育研究組織は、以下のとおりである。

(1) 宗教部

宗教部は、建学の精神である「西南よ、キリストに忠実なれ」を踏まえ、キリスト教主義を具現化することを目的とし、宗教部長、宗教主任及び宗教部委員で構成する宗教部会議で運営している。チャペルアワーやクリスマス行事など宗教行事の運営、公開講演会・演奏会の開催、チャペル等の施設管理、宗教に関する相談、教会紹介等を行っている。

本学独自の教育プログラム「チャペルアワー」は、毎週火曜から木曜まで全学生を対象に開かれており、2018年度のチャペルは年間合計90回開催した。チャペルアワーの出席者は、年間延べ23,504名、1回あたり平均出席者は261名であった。

(2) 学術研究所

学術研究所は、学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的とし、学術研究所長及び各学部選出の学術研究所委員で構成する学術研究所委員会で運営している。

学術研究所は所員（全専任教員）の研究活動を支援するための機関で、所員約200人の個人研究室をはじめ、研究会用の大中小の会議室を備えている。本学全7学部の教員は全員が学術研究所に所属し、また、法務研究科の一部を除く大学院研究科の全教員が学部教員を兼

任しているため、本学の教育研究組織の中核は、ほぼ学術研究所内に集約されている。人間科学部所属の一部の理系教員は5号館に、法科大学院教員は法科大学院棟に、それぞれ研究室をもつが、それ以外の所員はすべて学術研究所内に研究室を有している。

(3) 情報処理センター

情報処理センターは、以下3つの機能を有し、情報処理センター所長、情報処理センター主任、各学部及び法務研究科選出の情報処理センター委員で構成する情報処理センター委員会で運営している。①専門的かつ高度な教育と研究を支援するための先進的で十分な情報処理機器と情報ネットワークを整備する。②施設・設備だけでなく人的な支援体制を充実させることにより、教員と学生に快適で安全な情報処理環境を提供する。③学部教育と連携しつつ、急速に変化する情報化社会の要求にも柔軟に対応できる情報処理教育カリキュラムを提供する。

(4) 国際センター

国際センターは、本学の国際交流を推進し、もって本学の教育研究活動の向上と発展に資することを目的とし、国際センター所長、国際センター主任、各学部及び法務研究科選出の国際センター委員で構成する国際センター委員会で運営している。

本学の教育の根幹的特色となっている国際交流は、「キリスト教を基盤とする本学の建学の理想に立って、国際理解を深め国際平和に貢献することのできる人材の育成を目指す教育計画として本学が取り組んでいくに相応しい課題」である（国際交流計画策定当初の基本方針）。この理念を実現するため、1971年に国際交流計画が策定され、同年から海外派遣留学制度がスタートし、1973年には留学生別科を開設。その後、短期語学研修等、夏期日本語研修、留学生のための宿舎の提供、教職員の交換制度等、総合的なプログラムへと発展している。

(5) 入試センター

入試センターは、本学の学生募集及び入学者選抜に係る事項に関して計画的かつ統合的に推進することを目的とし、入試センター長、各学部長、大学事務長、入試部事務部長及び入試課長で構成する全学入試委員会で運営している。

本学では、各学部・各研究科がそれぞれ学生の受け入れ方針を明示し、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。また、多様な入試制度を設けて学生を受け入れるとともに、在籍学生数を適正に管理している。

(6) 言語教育センター

言語教育センターは、外国語（外国語としての日本語を含む）の教育を重視する本学の教育方針に則り、本学の言語教育の中核的な機関として、言語教育に関する方針及びプログラムを作成・実施し、全学的な言語教育及び研究を推進することを目的とし、言語教育センター長、教務部長、言語教育センター主任、各学部及び法務研究科選出の言語教育運営委員、言語教育検討委員長、言語教育センター事務室長で構成する言語教育センター運営委員会で運営している。

2012年4月には、言語教育センター棟が建設された。施設としては、CALL教室、LL教室、AV教室、視聴覚教材を活用できる自学自習用スペース等を備えている。また、教育プログラムについては、英語だけに限らずフランス語や中国語、韓国語のプログラムも展開している。

(7) キャリアセンター

キャリアセンターは、本学学生に対する就職支援及び就職紹介並びに正課外のキャリア形成支援等に関する施策を推進することを目的とし、キャリアセンター長、各学部長、大学院学務部長、法務研究科長、各学部及び法務研究科選出の委員、学生支援部事務部長、就職課長で構成するキャリアセンター委員会で運営している。

本学では、「西南学院大学の教育とキャリアガイダンス」に基づき、正課教育と正課外教育の連携を図っており、キャリアセンターでは、キャリアセンター長をはじめ、キャリアセンター委員である各学部長等と就職課が一体となり、正課外支援を中心にした社会人基礎力の養成や就職情報の収集・提供、進路相談への対応等を行っている。

(8) ボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティア活動を建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の一つと位置づけ、学生、教職員等によるボランティア活動の支援・促進を目的とし、ボランティアセンター長、宗教部長、学生部長、人間科学部社会福祉学科より選出された教員1名、大学事務長、キリスト教活動支援課長で構成するボランティアセンター運営委員会で運営している。

2012年7月の設置以来、「東日本大震災及び熊本地震ボランティア」「海外ボランティア・ワークキャンプ」の提案や実施、情報発信等により、学内や地域、国内外における幅広い活動を支援している。

(9) 西南コミュニティーセンター

西南コミュニティーセンターは、大学の知的資源、情報、施設・設備等を社会、特に地域社会に提供している。また、社会の大学に対する要請やニーズに適切に応えることにより、社会に奉仕し、社会に愛され、社会とともに教育・研究を発展させる大学を目指すことを目的とし、西南コミュニティーセンター長、教務部長、図書館長、学術研究所長、キャリアセンター長、大学事務長、社会連携課長で構成する西南コミュニティーセンター運営委員会を運営している。

館内にはコンサートや講演会等が開催できるホール、会議室、多目的室、茶室等があり、これらは一般にも貸し出しており、本学の社会連携・社会貢献活動の一翼を担っている。

この他、建学の精神及び理念・目的のもと、学生・教員が教育・研究に邁進できるよう教務部、学生部、図書館、博物館、西南子どもプラザ等の組織を適切に配置しており、学問の動向や社会的要請、国際的環境等に対応しつつ、教育研究組織を充実させてきた。

点検・評価項目2：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価>

本学では、教育研究組織の適切性を検証するために全学点検評価委員会のもとに基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に点検・評価の体制、手続等を定めている。

基本問題点検評価委員会は、各学部・各研究科・各部局において実施した個別の点検・評価の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載している。各学部・各研究科・各部局は、自己点検・評価シートの教育研究組織に係る項目に沿って個別に点検・評価を行い、基本問題点検評価委員会は当該点検・評価結果を検証し、抽出された課題の改善につなげている。

2018年度時点では、教育研究組織全体に係る検証を行うための仕組みが確立されていないため、どのような形で検証を行うか検討する必要がある。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価結果に基づく改善・向上については、原則として、各学部・各研究科・各部局において実施する個別の自己点検・評価において課題を抽出し、それに基づき改善・向上を試みている。

例えば、2018年度においては、チャペルアワー等の宗教部の重要案件を取り扱う「宗教部主任会」について、その組織上の位置づけ・構成・所管等が明文化されていなかったため、「宗教部主任会内規」を新たに制定し、組織上の位置づけ等を明確にした。

2. 長所・特色

建学の精神「西南よ、キリストに忠実なれ」を具現化すべく宗教部を設置し、各種施策を実施している。その中でも本学独自の教育プログラムである「チャペルアワー」について、2018年度の出席者は23,504名（延べ数）で1回あたりの平均出席者は261名に達し、年間を通じて安定した出席者を得ることができている。

この他、ボランティアセンターや社会の子育て支援の包括的環境作りを行う西南子どもプラザ等、建学の精神を具現化するために必要な教育研究組織を構築している。

3. 問題点

本学の教育研究組織は概ね適正に運営されており、既存の教育研究組織の適切性については、各学部・各研究科・各部局が個別に点検・評価を行い、その結果に対して基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会が検証及び総括を行ってきた。

しかしながら、将来的な視点で新学部等の設置を検討したり、大学の理念・目的に沿い教育研究組織の統廃合を検討したりする仕組みが確立されていない。教育研究組織が時代のニーズや社会的要請に対応し、柔軟に変化を遂げる可能性を担保するためにも、大学総合計画委員会等で定期的に議論する必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神及び理念・目的の実現に向けて、また学問動向や社会的情勢を踏まえて、

現在に至るまで時々の拡充を図りつつ、学士課程に 7 学部 13 学科 2 専攻、博士前期及び修士並びに博士後期課程に 7 研究科 9 専攻、専門職学位課程に法務研究科（法科大学院）（2019 年度から募集停止）、専攻科に 3 専攻科、別科に留学生別科を設置している。

また、大学の理念・目的の達成に資する組織として、研究所、センター等を適切に整備している。

これら既存の教育研究組織の適切性については、各学部・各研究科・各部局が個別に自己点検・評価を実施し、その後、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会において検証及び総括がなされ、その結果に基づき改善を図っている。

以上の点から、建学の精神、理念・目的に照らして社会的要請を踏まえつつ教育研究組織を設置し、その適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けた一連の取組みを行っており、大学基準を充足していると言える。

第3章 教育課程・学修成果

1. 現状説明

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

(1) 学部

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、大学ホームページ及び学生便覧にて公開しているが、2018年度においては、修得すべき知識、技能、態度等の学修成果について、一部明示されていない学科があるため、見直す必要がある。

(2) 研究科

授与する学位ごとに学位授与方針を定めることができ、大学院ホームページ及び学生便覧において公開している。

点検・評価項目2：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点②：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

(1) 学部

教育課程の編成・実施方針を定め、大学ホームページ及び学生便覧にて公開している。教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分など、教育についての基本的な考え方が示されている。一部の学科の教育課程においては、授業形態についてさらに協議し、改善を図る必要がある。

(2) 研究科

各項目を充足する教育課程の編成・実施方針を策定し直すことができ、大学院ホームページ及び学生便覧において公開している。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

(1) 学部

教育課程の編成・実施方針は、現行の学位授与方針と整合している。学位授与方針の見直しが生じる学科においては、併せて教育課程の編成・実施方針も見直す必要がある。

(2) 研究科

上述の通り、学位授与方針と併せ、改正を行うことができている。

点検・評価項目3：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点①：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

<専門職学位課程>

理論教育と実務教育の適切な配置等

評価の視点②：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<適切に教育課程を編成するための措置>

(1) 学部

教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性については、学生便覧における当該学科の「履修指導」及び「授業科目表」によって示しているが、カリキュラムマップ等の資料を整備し、よりわかりやすく明示するため改善を図る必要がある。

順次性については、各学科において、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期の配当を行っているが、履修モデルの見直しやナンバリング等を視野に入れて、改善を図る必要がある。また、体系性については、全学科において、教育課程を専攻科目、関連科目及び共通科目の三科目区分にて構成することで保証している。

この三科目区分によって、教養教育と専門教育の適切な配置を行い、単位制度の趣旨に沿い、学科ごとに卒業所要単位を定めている。共通科目は、全学科共通で「キリスト教学」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「スポーツ科学」「外国語」の6部門で構成している。専攻科目及び関連科目は、学科において、専門分野の学問の体系を考慮し編成しているが、科目分野及び科目配置を見直す必要がある。初年次教育・高大接続への配慮に関しては、専攻科目、関連科目及び共通科目の三科目区分すべてにおいて、既存の導入科目を見直し、時代・社会の情勢に応じた科目の配置を検討する必要がある。

個々の授業科目の内容及び方法、位置付け（必修、選択等）については、学生便覧やシラバスにおいて明示している。今後、当該学位課程の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係の明確性についても明示できるよう改善を図る必要がある。

(2) 研究科

教育課程の編成・実施方針の見直しに併せ、教育課程も見直した。学位課程によって異なるが、主に、基礎科目、展開科目、実習科目、研究指導の区分で順次性、体型性を考慮した上で科目を

配置し、特色と多様性を備えた授業科目を編成している。

博士後期課程では、コースワーク、リサーチワークそれぞれの科目のさらなる充実や、コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせについて引き続き検討を行う。

点検・評価項目4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点①：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p>＜学士課程＞</p> <ul style="list-style-type: none">・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数・適切な履修指導の実施 <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</p> <p>＜専門職学位課程＞</p> <p>実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施</p>

(1) 学部

学生の学習の効果を高めるため、学科ごとに年間に履修可能な単位数の範囲を定め、授業時間に加えた事前・事後の学習時間を確保できるよう、履修規程にて定め、学生便覧にて明示している。

シラバスについては、上記項目の一部が不足していることから、今後改善する必要がある。

また、学生が主体的に授業に参加するために、演習科目や実習科目を中心に、ディスカッションやディベート、グループワーク、ロールプレイといったアクティブ・ラーニングの手法を採り、修得した知識・技能を実践する授業内容を展開している。

(2) 研究科

学生の学習の効果を高めるため、研究科ごとに年間や在籍期間ごとに履修すべき単位数の目安を授業時間に加えた事前・事後の学習時間を確保できるよう、履修指導要領にて定め、学生便覧にて明示している。

シラバスについては、各項目を充足し、適切に授業を実施している。

研究科においては、学生が主体的に授業に参加することが必然的に求められることから、より発言しやすいよう授業での発言や発表を促している。また自主的に勉強会を開いて議論の場をつくることや研究会への参加を奨励している。

年間の研究指導計画については、年度当初のガイダンスにおいて学生便覧等を用い説明するほか、大学院ホームページにおいて、修士及び博士学位（課程博士）申請論文取得までの日程を明示し、実施している。

点検・評価項目5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点①：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点②：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

(1) 学部

単位制度の趣旨に基づき、各授業科目において適切な単位認定を行っている。また、既修得単位の認定も各学科主任において適切に行っている。卒業要件については、学生便覧において学科ごとに明示している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置は特段設けておらず、今後検討が必要である。

(2) 研究科

単位制度の趣旨に基づき、各授業科目において適切な単位認定を行っている。また、既修得単位の認定も西南学院大学大学院学則に基づき適切に行っている。修了要件については、学生便覧において研究科ごとに明示している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置は特段設けておらず、今後検討が必要である。

<学位授与を適切に行うための措置>

(1) 学部

2018年度時点では、学位論文審査は各学科にて実施されているものの、その基準が明示されておらず、客観性及び厳格性を確保するための措置がないことから、現行の運用を明文化する等、今後検討が必要である。

学位授与に係る責任体制及び手続については、西南学院大学学則において定め、学生便覧にて明示し、適切に実施している。

(2) 研究科

学位論文審査基準、学位授与に係る責任体制及び手続については、西南学院大学学位規則、各研究科学位授与基準に関する申し合わせにおいて定め、適切に学位授与を実施している。

点検・評価項目 6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点①：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点②：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

(1) 学部

2018 年度時点においては、分野の特性に応じた学習成果を把握・評価するための方法の開発や指標の導入に至っていない。

(2) 研究科

2018 年度時点においては、学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価するための測定方法の導入は、まだ十分になされているとはいえない。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

- ・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 学部

教育課程に関する点検・評価について、各学部教授会、各学科協議会及び各学部・学科 FD 委員会にて実施している。学部・学科の状況により、協議内容は様々であるが、初年次教育や小論文教育についての協議、4年間を通じた教育のために教員全体で取り組むべきことについての協議、SAの活用の検討、カリキュラム見直しワーキンググループの設置等、改善を図っている。一方で、全学的には、学習成果を把握・評価するための方法の開発や導入に至っていないことから、学習成果の測定結果に基づく点検・評価は実施していない。今後の検討が必要である。

(2) 研究科

適宜、研究科委員会やFD委員会で教育課程について点検・評価を行うことになっているが、定期的ではなく、まだ十分とは言えないため、今後改善の必要がある。

2. 長所・特色

各学科において、建学の精神に基づき、各学問分野の特性に応じた教育を実施している。また、定期的に教育活動を点検・評価する機会を設け、改善を図っている。各研究科においては、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を改正し、大学院ホームページにて公開することができている。

3. 問題点

脈々と継承され実施されてきた本学の教育について、その実施内容や手続きといった点を明示していくことが主な問題点である。例えば、学部においては、学位授与方針における知識、技能、態度等の学修成果の明示や教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性の表記、卒業論文審査基準の明文化といった点が挙げられる。研究科においては、成績評価の客観性や厳格性を担保するための措置等が挙げられる。また、学部・研究科ともに、学習成果を測定するための適切な指標の設定が求められる。

4. 全体のまとめ

建学の精神、大学の理念・目的に基づき、学位授与方針を定め、それと整合する教育課程の編成・実施方針のもと、適切な教育方法により教育が実施されている。一方で、実施されている内容や手続きについて明文化されず、客観性や厳格性を担保できない点もあり、大学基準に照らして一部を充足できていないため、速やかに改善を図る必要がある。

第4章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目1：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点②：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 学部

学生の受け入れ方針を定め、入学試験要項及び大学ホームページにて公開しているが、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める人間像が具体的に明記されていないため、その判定方法と併せ、検討し見直す必要がある。

(2) 研究科

授与する学位ごとに学生の受け入れ方針を定め、入学試験要項及び学生便覧にて公開している。

点検・評価項目2：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点①：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点②：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点③：公正な入学者選抜の実施

評価の視点④：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 学部

学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備し、入試センターのもと厳格に運用している。この結果、本学の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針との整合性も取れている。

また、障がいのある学生に対しては、受験に際しての特別措置に関する申請書を受け付け公平な入学者選抜を実施している。

(2) 研究科

学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備し、各研究科のもと厳格に運用している。入学者選抜に関わる事項については、大学院FD委員会、各研究科・専攻委員会及び大学院委員会にて、障がいのある学生に対して、受験に際しての特別措置に関する申請書を受け付け公平な入学者選抜を実施している。

点検・評価項目 3：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点①：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

(1) 学部

学生の受け入れ方針に基づき、近年の社会情勢や受験者の志望状況等を考慮し、入学定員及び収容定員を適切に設定し、学則に定めている。学生の受け入れの際には、過去の志願者数、合格者数及び入学者数等のデータを基にして、当該年度の志願者数に対する合格者数を算定し、学長及び副学長（教育・研究担当）を含めた合否判定原案作成会議での検証・結果をふまえ原案を作成し、部長会議での承認後、連合教授会において決定しており、合理的かつ全学構成員の意見を反映できる仕組みを形成して、入学者比率及び在籍学生比率が適正に管理されるように努めている。

(2) 研究科

学生の受け入れ方針に基づき、近年の社会情勢や受験者の志望状況等を考慮して、入学定員及び収容定員を適切に設定し、学則に定めている。

一部の研究科では、収容定員を満たしていないため、改善を図る必要がある。

点検・評価項目 4：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 学部

学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、入試センター点検評価委員会及び各学部の点検・評価委員会（学部教授会）を置き、自己点検・評価規程等に、その権限、手続きを明記している。これらの組織において、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、改善を行っている。

(2) 研究科

各研究科 FD 委員会等において、適宜学生の受け入れの適切性を検証し、改善を図っている。

2. 長所・特色

入学者選抜制度や運営体制は適切に整備され、各学部・研究科が定める学生の受け入れ方針に基づき、基礎学力を測る一般選抜と、学力試験では測れない資質や意欲を問う特別選抜とで入学者選抜を実施している。特に、学部の特別選抜では、公募制推薦入試やA0選抜入試を実施するほか、各種推薦入試や外国人入試、帰国生入試等、多様な選抜試験も実施している。また、学習指導要領改正や入学者選抜制度の見直し（大学入学共通テスト等）を視野に入れた入試制度改革を行い、英語四技能利用型一般入試、総合型選抜、学校推薦型選抜などの新制度導入を検討・決定した。

さらに、障がいのある学生に対しては、受験に際しての特別措置に関する申請書を受け付けるとともに、入学後の体制について本人の希望により授業や学生生活にまつわるサポート等の情報提供を丁寧に行っている。

研究科では、大学院で秋入学制度を設けている広島修道大学を訪問し、情報収集を行い、今後の入試制度の見直しの参考とした。

3. 問題点

学部において、今後は入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているかを検証する仕組みを整備し、さらに制度の適切性を高めることが必要である。

研究科において、収容定員を充足できる在籍学生数の増加について、引き続き改善が必要である。

4. 全体のまとめ

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針をふまえた学生の受け入れの方針を定め、入学者選抜は適切に実施されている。収容定員数に対する在籍学生数の比率や未充足に関する対応については、速やかな改善が求められる。

第5章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点②：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知>

本学院は、2016年5月に創立100周年を迎えるにあたって、現代の視点で建学の精神を見つめ直し、全構成員が一つの将来像に向かって共通の目標を持ち、創立100周年以降もさらに発展していくために「西南学院ビジョン2016-2025」を2014年度に策定した。続けて、「西南学院ビジョン2016-2025」を具現化すべく、2015年度に「中長期計画2016-2025」を策定した。

これらを踏まえて、2016年度に基本問題点検評価委員会において、管理運営の方針を以下のとおり定めた。

管理運営の方針

永続的な変革と発展を支える組織を構築するために、迅速かつ効果的な意思決定に向けたガバナンス体制の強化を行う。そのために、下記の取り組みを行う。

《大学（教学組織）》

○学長支援体制の強化

・大学運営の中で生じる様々な課題の迅速かつ効果的な解決に向けて、学長支援体制を強化する。

○各種会議体や委員会のあり方の見直しと役割や権限の明確化

《学院（法人組織）》

○理事会体制等の見直し

学院や各学校・園・保育所に関する実質的な経営判断が迅速かつ効果的になされるように、最終意思決定機関としての理事会体制等を見直す。

管理運営の方針は、ポータルサイトに掲載して教職員で共有するとともに、大学ホームページに掲載して、公開している。

点検・評価項目2：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点①：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点②：適切な危機管理対策の実施

<学長及び役職者の選任方法と権限の明示>

本学には、学長以下、副学長、宗教部長、各学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、大学院学務部長、法科大学院長等の役職を置いている。

学長は、「西南学院大学規程」及び「西南学院大学学長に関する規程」に従い、「西南学院大学学長推薦規程」及び「西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則」に基づき推薦された者を理事会において選任する。学長の権限については、「西南学院大学規程」及び「西南学院大学学長に関する規程」に定め、明示している。

副学長の選出方法と権限については、「西南学院大学規程」及び「西南学院大学副学長に関する規程」に定め、明示している。

宗教部長、各学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、大学院学務部長、法科大学院長等の役職者に係る選出方法と権限は、「西南学院大学規程」に定めており、それらに則って適切な運営がされている。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備については、2015年度の学校教育法等の改正に伴い、「西南学院大学学則」、「西南学院大学規程」等の諸規程を改正し、これらを明らかにした。

また、本学では全学に関する事項を審議する組織として、部長会議及び連合教授会を設けており、各会議体の審議事項の実施においては、学長の承認を得て、全学的な政策を執行している。部長会議及び連合教授会の構成員、審議事項、議決要件は、「西南学院大学学則」及び「西南学院大学規程」に明記され、それによって運営されている。

部長会議は、学長を議長とし、副学長、宗教部長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、大学院学務部長及び法科大学院長を構成員としており、院長、副院長、宗教局長及び事務局長がこれに出席し、表決に加わることができる。部長会議では、主として、連合教授会への議案に代表される全学的な諸問題や大学の対外的な諸問題等の案件を審議している。

連合教授会は、学長を議長とし、専任教員全員を構成員としており、主な審議事項は、学則や

大学規程の改正等全学的な教務に関する事項や学生に関する取り決め、学部長・その他の部長等を理事会に推薦する選挙、一般入試及びセンター試験利用入試の合否判定等の案件を審議している。

上述のとおり、全学的な各種政策については、各会議体で慎重に審議がされ、最終的には学長による意思決定のもと執行される体制を整備している。

<教授会の役割>

本学では、各学部及び専門職大学院に教授会を設置している。教授会の主な審議事項は、以下のとおり。

- ・所属教員の任免等、人事に関する事項
- ・学則又は大学規程のうち、所属学部に関する部分の改正等
- ・所属学生の入学、学籍、卒業及び賞罰等に関する事項
- ・教育課程や教育方法に関する事項
- ・学部長の推薦等

なお、大学院の各研究科には、「大学院学則」第41条に基づき研究科委員会が置かれ、研究科長のもとで大学院教育に関する事項を審議している。

<教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化>

学校法人の最終意思決定機関である理事会には、理事総数16名のうち、教学組織から学長、副学長1名、大学部長会議構成員のうちから1名の合計3名が理事として参画しているほか、西南学院の教育に理解のある者等その他の選出区分からも大学教員が数名選出されている。理事会のもとに設置されている常任理事会は、理事長、院長、学長、中学校・高等学校長、部長理事、事務局長等が構成員であり、教学からは、学長、部長理事が常任理事としてその構成員となっている。このように、教学と法人の連携のもとに意思決定がなされている。

また、現在、理事会と常任理事会の「議案取扱基準」がないため、2019年度以降に「議案取扱基準」を新たに制定することとしている。この制定により、教学組織で対処すべき事項と法人組織で対処すべき事項が区分されるため、役割分担、決裁権限、責任等がより明確化される。

<学生、教職員からの意見への対応>

学生からの意見への対応については、学長ランチの実施や学長行き意見箱の設置を通じて、学長が学生からの意見を直接聞くことができる機会を設け、学生からの要望等には必要に応じて対応している。

教員からの意見への対応については、新たな政策に関しては連合教授会等で意見集約を行い、より精緻化した政策へと昇華させている。

職員からの意見への対応については、各課の業務を起点とし、上位の関係会議体を経て常任理事会等に政策を諮ることができる仕組みとなっている。

このように全学の要求を吸収する仕組みによって、個々の計画を具体化している。

<適切な危機管理対策の実施>

危機管理対策は、「西南学院大学危機管理規程」に定める西南学院大学危機管理委員会によって、その方針が策定されている。危機管理についても教育研究機関の社会的責任と受け止め、「中長期計画 2016-2025」にも危機管理体制の強化を取り上げており、2017年度には「学院危機管理基本マニュアル」を作成し、各学校・園・保育所に対して会議又は個別説明を行い、学院内で共有を図っている。

また、西南学院大学危機管理委員会は必要に応じて西南学院大学防火・防災対策委員会及び各種委員会等と連携を図ることとしており、適切な危機管理体制を敷いている。

点検・評価項目 3：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点①：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算編成>

予算編成については、「西南学院ビジョン 2016-2025」、「中長期計画 2016-2025」及び「第 13 次財政計画」を踏まえつつ、以下の手順で予算編成を行い、理事会で承認後、各部門・部署に対し周知している。

- ・ 常任理事会で予算編成方針を審議・承認し、理事会で決議する。
- ・ 各部署が予算要求原案を作成する。
- ・ 経理課が予算要求原案を基に予算編成資料を作成し、経理検討委員会の協議を経て、学校ごとに予算査定会議で査定する。
- ・ 常任理事会が予算要求原案を審議・承認し、評議員会に諮問し、理事会が決議する。

また、補正予算は、当初予算編成時からの学生数及び教職員数の変更、所要経費等の追加・削減、前年度決算数値との関連を中心に、原則として人事（人件費に関する補正予算）、施設（施設・設備及び修繕に関する補正予算）及び編成作業を行う経理課の 3 課で行う。

補正予算編成前に新たな追加事業等が発生した場合は、特別予算申請により経理検討委員会及び常任理事会に上程し、そこで承認が得られれば執行が可能となる。この金額は補正予算として計上する。

補正予算確定後に緊急かつ突発的事項が発生した際には、予算超過申請により経理検討委員会及び常任理事会の承認を得た上で、原則として予備費の範囲内で執行を認めており、予算編成は適切に行われている。

<予算執行>

承認された予算の執行については、以下の役職者ごとに金額に基づく上限を設定した承認権限を設けて各部門・部署で行っている。また、執行内容の適切性は経理課においても確認を行っている。

- ・各部門・部署事務責任者
- ・経理課副課長
- ・経理課長
- ・財務部長
- ・経理責任者（事務局長）

予算の範囲内で対応ができない場合、特別予算申請による案件以外は、一定のルールを設けて予算科目間の流用を認めている。

＜予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立＞

予算執行状況及び予算残については、各部署に予算残高理由書の提出を求めるとともにヒアリングを実施し、経理課において一元的に把握している。しかし、予算執行による効果や予算残発生に伴う次年度以降の対応については、具体的な取り組みに着手できていないため、新たな取り組みを検討している。

点検・評価項目 4：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点①：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織及び各部署の担当業務は、「西南学院本部規程」、「西南学院大学規程」及び「西南学院本部・大学事務分掌規程」に定めており、業務環境に合わせて円滑な運営が可能となるよう継続的に事務組織の見直しを図っており、適切に機能している。

職員の採用については、「西南学院課長会議規程」に事務局専任職員、嘱託職員及び契約職員を採用する場合の選考手続き等が定められており、当該規程に従って、採用試験委員会で募集要項及び選考方法を検討し、課長会議の承認を得た上で採用活動を行っている。

職員の人事考課や昇格については、「事務局職員人事考課規程」及び「人事考課ガイドブック」に従い運用を行っており、人事考課の結果を基に昇格者を決定している。中途採用者に対しては、新卒採用者との取扱いの整合を図るための特例や副課長への役職位任用に係る職能資格要件を緩和して運用を行う等、実態に即した運用を行っている。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備に関しては、司書やウンセラー資格を持つ専任職員を配置するだけでなく、システム関係や語学能力に優れた職員を計画的に採用し、業務内容の多様化、専門化に対応している。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係は、教員の教育研究活動を支える各部門に必ずそれらの業務を支援する事務組織を設置しており、その運営に関し職員が教員を支援

する体制が取られている。本学では、職員も教学に係る各種委員会に構成員として参加しており、教職協働で教育研究に取り組むことができている。その他、解決すべき課題に応じて、教員と職員が協働して大学運営を行っている。

また、適正な人員配置については、総務部人事課において、各部署の必要人員数等を把握しており、必要に応じて派遣職員を補充する等、事務組織の機能が最大化される人員配置となるよう運営している。

点検・評価項目 5：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点①：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員に係るスタッフ・ディベロップメントについては、「西南学院事務局職員研修規程」に定められており、各選出母体から選出された委員で構成される職員研修制度運営委員会が実施主体となり運用している。職員研修制度運営委員会では、職員研修ガイドを毎年度作成し、「職員に求められる資質及び姿勢」を定めて、職員に公表している。

「職員研修ガイド 2018」には、2018 年度の職員研修計画の概要を掲載しており、研修区分としては、職場内研修、職場外研修、外部団体研修、自己啓発研修の 4 種に大別され、職場外研修は更に職掌・職能資格別研修、職位別研修、目的別研修の 3 種に分類される。研修内容については、それぞれの研修の目的に応じて職員研修制度運営委員会で協議し、検討している。

個々の研修終了後は、研修報告書及び研修年報による振り返りとフィードバックを行っている。

教員も対象にしたスタッフ・ディベロップメントについては、2018 年度に 2017 年度決算説明会を 2 度開催し、本学の財務状況及び学校会計に関する理解を深める機会を設けており、教職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。この他にも、教職員を対象に「大学改革フォーラム」や「ファカルティ・リトリート」を定期的で開催している。

点検・評価項目 6：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点②：監査プロセスの適切性

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、大学運営の適切性を検証するために全学点検評価委員会のもとに基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に点検・評価の体制、手続等を定めている。

基本問題点検評価委員会は、各部署において実施した個別の点検・評価の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載している。各部署は、自己点検・評価シートの大学運営に係る項目に沿って個別に点検・評価を行い、基本問題点検評価委員会は当該点検・評価結果を検証し、抽出された課題の改善につなげ

ている。

また、監査プロセスの適切性についても、2008年度に内部監査室を設置し、2009年度から毎年、内部監査を実施するとともに、監事・監査法人・内部監査室の連携による三様監査を行っている。これらの監査は、「学校法人西南学院監事監査規程」、「学校法人西南学院内部監査規程」及び「学校法人西南学院内部監査実施細則」に基づき行っており、監査の結果、課題が判明した場合は、関連部署と連携して改善を進めており、適切なプロセスで監査が実施されている。

2. 長所・特色

「職員研修制度運営委員会」を中心とした組織的な体制のもと、職員の資質向上に向けて多種類の研修等を実施している。また、職員の行動指針である「職員に求められる資質及び姿勢」を定めて「職員研修ガイド2018」で周知するとともに職場内研修においても他部署職員の参加を推奨し、全学的にスタッフ・ディベロップメント活動へ積極的に取り組んでいる。

3. 問題点

予算執行に伴う効果を検証する仕組みについて、具体的な取り組みに着手できていないため、定量・定性の両面から事業と予算を一体的に効果測定する仕組みを検討する。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を実現すべく管理運営方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表しており、学長等の役職者や教授会、理事会等に関しては、明文化された規定に基づき大学運営を行っている。法人と大学の運営に関する業務及び教育研究活動の支援等を適切に行うための事務組織を設置しており、各部署には適正な人員の配置を施し、規程に基づく公正な人事を執り行っている。

また、教職員の意欲・資質の向上を図るための方策として、各種研修制度の整備を行っており、スタッフ・ディベロップメントを組織的に実施している。

大学運営の適切性に関する検証では、点検・評価の体制、手続等を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

以上の点から、建学の精神、理念・目的の実現に寄与する大学運営を行っており、大学基準を充足していると言える。

第2節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目1：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点①：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点②：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<中長期計画に則した中長期の財政計画の策定>

本学では、一定期間ごとに財政計画を策定しており、現在は、実施期間を2018～2020年度の3年間とした「第13次財政計画」を遂行している。

「第13次財政計画」の策定においては、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」に沿って事業を展開するために、業務の再構築（重点の選別及び生産性向上）を進めることを前提として、事業と財政面との整合性を確保することを重視した計画とした。本学の財政計画は、大学総合計画委員会で原案を策定し、関係会議体を経て、理事会において承認している。

<財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

財政計画策定にあたり、収支バランスを考慮した上で事業計画の決定を行っており、財務関係比率に関する指標等は、同系統の法人の過去5年間の財務関係比率を参考に経理課において定めている。

本学の財務関係比率については、以下のとおり、全国平均（「平成30年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）、平成29年度財務比率表（系統別）-大学部門-文他複数学部）と比べて、遜色ない数値となっている。

2018年度の本学の「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（大学部門）（大学基礎データ表10）は、人件費比率54.4%（全国平均52.0%）、教育研究経費比率25.4%（全国平均33.5%）、事業活動収支差額比率14.0%（全国平均5.8%）、学生生徒等納付金収入比率83.1%（全国平均83.6%）となっており、全国平均と概ね同等もしくは上回る結果となっている。ただし、教育研究経費比率については、全国平均と比較すると低い数値となっており、支出項目に改善の余地がある。

経営状況を計る指標となる事業活動収支差額比率に関しては、2018年度は全国平均と比べて非常に高い数値となっており、過去5年間（2014～2018年度）で見ても10%前後で推移しており、安定している。

点検・評価項目2：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点②：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点③：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財政基盤>

本学では、教育、研究及び社会貢献の3つの機能を果たすために、「西南学院の使命」、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」を定めて、それらの実現のために、必要な財政基盤を確立し、効率的な予算配分及び執行に努めている。

前述の「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」において、「健全な財政基盤の確立に向けた点検と改善検討」をアクションプランとし、補助金の獲得強化及び計画的なキャンパス整備を重点課題として謳っている。

2018年度時点の財政状況は、「貸借対照表関係比率」（大学基礎データ表11）のとおりである。資産の構成を全国平均（「平成30年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）、5ヵ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）-大学法人-）と比べると、固定資産構成比率が87.0%（全国平均85.8%）と高くなっている。これは施設設備の整備事業を行いつつ、永続的な教育研究環境の維持のために必要となる資金（引当特定資産（固定資産））の形成を並行していることによる。このことにより流動資産構成比率は13.0%（全国平均14.2%）と低くなっているが、流動比率336.2%（全国平均239.5%）や前受金保有率483.7%（全国平均380.1%）のとおりで、負債に対する資産の流動性は十分に保たれている。資産の取得源泉の構成比では、純資産構成比率（自己資金構成比率）が91.5%（全国平均85.6%）に達しており、全国平均と比べても高い水準を維持できている。

これらの数値等からも本学は中長期計画等を実現するために必要な財務基盤を確立している。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

前述のとおりで、本学では、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」を踏まえ、一定期間ごとに財政計画を策定している。

また、「中長期計画2016-2025」は、大学をはじめとして各学校・園・保育所の構成員が各組織において検討を重ね、各構成員の意向を可能な限り反映し、実現可能性を重視した計画である。

実施期間を2018~2020年度の3年間とした「第13次財政計画」は、「中長期計画2016-2025」前半部分（2016~2020年度）の事業計画と連動させる形で策定している。「第13次財政計画」の策定に当たっては、事業と財政面との整合性を確保することを重視して策定しており、教育研究活動の遂行にあたっては財政面の裏付けもあり、教育研究活動と財政確保の両立が図られる仕組みとなっている。

<外部資金の獲得状況、資産運用等>

○文部科学省科学研究費補助金

2016年度から継続して科学研究費補助金に係る説明会を実施してきたが、採択件数にばらつきがあるため、2018年度の応募分から外部の民間URA機関に応募書類の添削を実施し、採択件数の増加を目指している。外部の民間URA機関による応募書類の添削を継続して実施することで、科学研究費補助金の採択率を向上させ、外部資金の獲得強化に努めていく。2018年度の科学研究費補助金の応募は40件に対して、採択は10件であった。

○寄附金

2018年4月から「西南学院大学サポーターズ募金事業」を開始した。「西南学院大学サポーターズ募金事業」は用途を①大学奨学金、②教育・研究活動支援、③スポーツ・文化活動支援（各クラブを指定）、④グローバル人材育成支援、⑤ボランティア活動支援に区分し、寄付金を募っている。2018年度は、6,456,028円の実績であった。

○資産運用

資産運用については、「西南学院資金運用委員会内規」及び「資金運用・管理に関する基準（ガイドライン）」に基づき、安全かつ効果的な運用を行っている。

毎年度、上記の内規及び基準に基づいて策定した当該年度の資金運用方針案を資金運用委員会において検討し、常任理事会で承認を受けた上で運用している。

運用状況については、経理課長が月に一度「資金運用状況報告書」を作成し、理事長に提出している。

その他の外部資金として私立大学等改革総合支援事業補助金等の獲得を目指し、教育研究活動の充実と質の向上に全学的に取り組んでおり、その結果、2018年度はタイプ4（グローバル化）に選定された。上記以外でも、教育研究に支障のない範囲で外部団体へ教室貸出等を行っており、2018年度の施設設備利用料収入は、27,487,275円の実績であった。今後も教職員が一体となり、補助金等の外部資金の獲得に注力していく。

2. 長所・特色

教育研究計画と財政計画の立案を「西南学院ビジョン2016-2025」、「中長期計画2016-2025」及び「第13次財政計画」の策定をとおして連関させることにより、財政に裏打ちされた教育研究の十全な遂行がなされている。また、財務関係比率についても、全国平均と比較し概ね高い水準を維持しており、各種計画を遂行していくために必要な財務基盤が確立されている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は、「西南学院ビジョン2016-2025」、「中長期計画2016-2025」及び「第13次財政計画」のもとで事業及び財政運営を行い、毎年度実施する自己点検・評価や事業報告書の作成をとおして事業の進捗状況・財政状況等を適切に管理し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

現在の財政状況については、経営状況を計る指標となる事業活動収支差額比率等も高い水準を安定的に維持しており、他大学との比較に照らしても教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」を着実に遂行しつつ、財政の健全性・安定性を維持していくために、外部資金の獲得強化策に継続して取り組むとともに、今後の課題として、財務関係比率に関する指標等を適切に設定し、当該指標等を着実に達成してい

くことで大学運営機能の一層の充実・強化を図っていく。

以上の点から、一部改善を要する項目もあるが、良好な財政状況のもと教育研究活動を安定して遂行できていることから大学基準を充足していると言える。